

政令第 号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十一月八日とする。

理 由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。